

金沢市健康ポイントアプリ運用管理等業務委託仕様書

1 業務名

金沢市健康ポイントアプリ運用管理等業務委託

2 業務の概要

(1) 概要

本業務は、金沢市健康ポイントアプリ事業を実施するために必要となるスマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）の構築、運用管理等の業務について委託するものである。

(2) 金沢市健康ポイントアプリ事業について

ア 目的

健康づくりの活動に対してポイントを付与するスマートフォンアプリを導入し、獲得ポイントに対して新たに魅力的なインセンティブを提供することにより、健康無関心層の健康づくりに対するきっかけを作り出すとともに、アプリで収集したデータを政策形成に活用していく。

イ 内容

(ア) アプリの提供

次の機能を有するスマートフォンアプリを導入し、市民が無料で利用できる形で提供する。

a 手間いらずのポイント化

歩数自動記録、体重記録や検診受診・健康教室・スポーツ教室・イベントへの参加等のアプリへの登録により健康活動を容易にポイント化

b 一定ポイント獲得者からの賞品提供対象者の抽選及び当選の通知

1か月のポイントが一定ポイントに達したとき、抽選で一定数の当選者を決定し、当選者に賞品交付申請（発注者が金沢市電子申請サービスで作成する予定のWebによる電子申請サービス画面をいう。以下同じ。）を案内（賞品交付申請の電子申請画面の作成は発注者が行い、当選者への賞品提供は(イ)のとおり発注者が別途実施するため、アプリの機能に含めない。）

c 健康づくりのゲーム化

個人やグループ対抗の歩数競争など、健康活動のゲーム化で継続を支援

d アプリ利用者への情報発信

対象者の属性（性別・年齢層別）に応じた健康教室・検診などの情報発信

e 事業成果の報告

利用者数、平均歩数、年齢層別割合などの事業の成果の定期的な報告

(イ) 抽選の当選者への賞品の提供

発注者において、(ア) bの当選者がウ(イ)の賞品提供の対象者に該当することを当選者による賞品交付申請により確認し、賞品のギフトコードを電子メールにより送信する方法で提供する。

(ウ) 普及のための広報等

a 全戸配布冊子への掲載等

発注者が市内全戸に配布している冊子「金沢市健診と保健のしおり」に掲載するとともに、健康診査の受診券に、検診受診によりポイントがたまる旨の案内を同封する。

b SNSの活用

歩行などの健康づくりについて賞品を提供することを健康無関心層にアピールするため、発注者が金沢市公式LINE、Facebook、X等のSNSやホームページを活用して広報する。

c 健康ポイントアプリ普及講座の開催

発注者が市民向けの健康ポイントアプリ普及講座を開催し、高齢者等のスマートフォンになじみが薄い方にアプリの利用方法を説明する。

d 健康教室・スポーツ教室・イベント・事業との連携

金沢市及びその関係団体の実施する健康教室、スポーツ教室、イベント、事業等への参加に対してポイントを付与するとともに、金沢市及びその関係団体の施設にポスター・チラシを設置してその旨を広報する。

ウ 対象者

(ア) アプリの利用対象者

金沢市民

(イ) 賞品提供の対象者

18歳以上の金沢市民のうち、イ(ア) bの当選者に該当する者。令和6年度中は1か月当たり500人を上限として当選者とする。なお、令和7年度以後に当選者の上限を変更する可能性がある。

エ インセンティブとする賞品

Amazon健康支援商品券(ギフトコード)500円分(発注者が本委託業務外で別途調達する。なお、アプリ提供期間中に変更される可能性がある。)

(3) アプリ利用者の想定人数

アプリ提供期間中の各年度の終期時点でアプリをダウンロードし、金沢市健康ポイントアプリ事業の参加者としてアプリを利用する者(以下「アプリ利用者」という。)の想定人数は次のとおり。なお、アプリ利用者の人数が想定を上回り、又は下回った場合でも、委託料の変更は行わない。

令和6年度 1,200人以上

令和7年度 2,700人以上

令和8年度 4,200人以上

令和9年度 5,700人以上

令和10年度 7,200人以上

令和11年度 8,700人以上

(4) 履行場所

金沢市福祉健康局健康政策課(金沢市広坂1丁目1番1号)及び指定場所

(5) アプリ提供期間

令和6年10月1日から令和12年3月31日まで(66か月・長期継続契約)

ただし、契約締結日(令和6年5月中を予定)から令和6年9月30日までは初期構築期間とする。

(6) アプリダウンロード・金沢市健康ポイントアプリ事業開始時期

令和6年10月1日

3 委託業務の内容

(1) アプリの構築

2 (2)イ(ア)のアプリの提供のため、次のア及びイの業務を実施すること。

ア ポイント化の対象とする健康活動及び抽選対象とするポイント数の協議・調整

アプリにおいて健康活動の実績に応じて付与するポイント数及び景品提供の抽選の対象とする1か月当たりの獲得ポイント数について、発注者との協議により調整すること。

イ アプリの実装

4の条件・機能を満たすアプリについて、アの調整の結果を反映して構築（既存製品に設定を行うことで4の条件・機能を満たし、及びアの調整の結果の反映することができる場合には、当該設定を含む。）を行い、1(2)ウ(ア)のアプリの利用対象者が無料でアプリをダウンロードし、当該対象者が初期設定（対象者が自身のニックネーム（アプリ内で使用する通称をいう。以下同じ。）、生年月日等の登録を行うことをいう。既存製品に金沢市健康ポイントアプリ事業での利用であることの登録を行うことを含む。以下同じ。）を行うことでアプリを利用できるようにすること。

(2) アプリの運用管理

アプリの運用管理を実施すること。なお、運用管理に当たっては、次のアからオまでの業務を合わせて実施すること。

ア 障害発生時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。

イ 受託者又は発注者がアプリ利用者からの問合せにより、受託者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合、受託者は直ちに対応すること。

ウ 端末及びOSのアップデートに対応し、また、必要な措置を講ずること。

エ アプリのバージョンアップ及び仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施することとし、この費用は受託者が負担すること。

オ 悪意ある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告し、受託者の責任において対応すること。

(3) 利用者支援・事業周知

アプリの利用対象者及びアプリ利用者の支援並びに金沢市健康ポイントアプリ事業の周知のため、次のアからウまでの業務を実施すること。

ア 問合せ対応

(ア) コールセンターの設置

アプリ利用者からの問合せに対応するため、問合せ先の電話番号（コールセンター）を設けること。なお、当該電話番号による問合せ対応は、少なくとも平日の午前9時から午後5時まで実施すること。

(イ) 電子メール・アプリ内の問合せ機能を用いた問合せへの対応

電子メール又はアプリ内の問合せ機能を用いたアプリ利用者からの問合せについて、遅滞なく対応すること。

イ 健康ポイントアプリ普及講座の講師の派遣

2(2)イ(ウ)cの健康ポイントアプリ普及講座の開催のため、アプリのインストール、初期設定、利用方法等に係る説明をする講師の派遣（オンラインでの講義も可）を行うこと。詳細は、次の(ア)から(カ)までのとおり。

(ア) 対象者・定員

高齢者を中心としたスマートフォン利用になじみの薄い方を対象に、各回 10 人程度の定員で実施

(イ) 開催回数・時期

令和 6 年度から令和 11 年度までの期間に最大 20 回開催（ただし、1 年度当たり最大 8 回とする。）とし、実施時期は発注者と受託者で協議して決定する。

(ウ) 開催場所

金沢市内。ただし、オンラインによる講義の実施も可能とする。

(エ) 講座の内容・業務内容

a 時間

講座 1 回当たり 1 時間から 2 時間程度

b 講義の内容

(a) スマートフォンへのアプリのインストールの手順

(b) アプリの利用に当たっての初期設定の方法

(c) アプリの使い方

(d) ポイントの貯め方

(e) アプリの使用方法等の問合せ方

(f) 賞品の受け取り方法

(g) 賞品の利用方法

c 業務内容

(a) 講座の内容の打合せ

講座の内容及び説明内容の調整のため、発注者の求めに応じて、発注者との打合せを実施すること。（オンラインでの打合せを想定）

(b) 講座資料の作成

a の打合せの結果を踏まえ、b (a) から (e) までの講座の内容に係る講座資料を作成すること。（b (f) 及び (g) の講座の内容については、発注者が別途講座資料を作成）

(c) 講座の内容・講座資料のインストラクターへの説明

講座において講座の参加者をサポートするインストラクター（5 名程度）に対して、(b) の講座資料を用いた講座の内容の説明を実施すること。（b (f) 及び (g) の講座の内容については、発注者が説明）

(d) 講座での講師の実施

講座において、(b) の講座資料を用いて、インストラクターとともに講座の参加者に説明すること。（b (f) 及び (g) の講座の内容については、発注者が説明）

(オ) 講師の要件

アプリの内容に精通しており、かつ、高齢者等講座の参加者に対して丁寧に説明ができること。

(カ) 費用の負担

会場の借上げ、会場の設営、講座資料の印刷、講座の参加者の募集・受付、インストラクターの person 費等の講師の派遣以外の業務に係る経費は発注者が負担し、講師の派遣に係る経費（講師 person 費、旅費等、オンラインでの講義の場合の講師側の機器調達費、通信費等）は受託

者が負担する。

ウ チラシ・ポスターのデザイン

2 (2)イ(ウ)の健康ポイントアプリ事業の普及のための広報等で用いる事業周知用のチラシ・ポスターを次のとおりデザインし、発注者に納品すること。

(ア) 規格等

区分	規格	校正
チラシ	A 4判、フルカラー	2回
ポスター	A 2判、フルカラー	2回

(イ) 納品方法

PDF及びイラストレーターデータ

(ウ) 作成時期の目安

令和6年度 8月、2月

令和7年度から令和10年度まで 2月

令和11年度 作成しない。

(エ) 著作権の取扱い

当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、本業務の成果物に関して取得した著作者人格権（同法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）については行使しないものとする。

(4) アプリ利用者の取組結果データの作成及び業務結果報告の実施

四半期に一度、アプリ利用者に係る健康づくり活動のデータを活用し、次の集計を含む業務結果報告書を作成し、発注者に提出すること。

ア アプリの累計利用者数の年次及び月次の推移

イ 過去1か月以内にアプリを起動したアプリ利用者の年次及び月次の推移

ウ アプリ利用者の分布（性別別及び10歳刻みの年代別の人数の割合）

エ アプリ利用者に1日当たりの平均歩数の年次及び月次の推移

オ アプリ利用者への月別のポイント付与の状況（4(14)アからウまで、4(17)イ(ア) c及び4(17)ウ(ア) cの機能による健康活動ごとのポイントの付与状況をいい、4(14)イのイベント等への参加により付与するコードについては、コード別の付与の状況（利用者によるコードのアプリへの登録状況）を含む。以下同じ。）

カ 当選者（4(15)アの当選者をいう。）に係る各当選年月におけるポイント付与の状況

4 アプリの条件・機能

アプリは、以下の次の条件・機能を満たすものとする。

(1) サービス提供環境

ア 機器及びネットワーク環境

(ア) アプリをインストールするスマートフォンは、iOS又はAndroidをOSとした端末とすること。

(イ) アプリはインターネットを介してデータセンターと通信するものとし、その通信経路は暗号化すること。

(ウ) アプリのインストールに当たっては、i O S 及び A n d r o i d の正規アプリストアで対象者が無料でダウンロードすることが可能であること。なお、アプリストアへの登録に伴う手続は受託者が実施し、その費用は受託者が負担すること。

(エ) 発注者がアプリ利用者の統計情報等を取得するための管理画面は、ウェブブラウザで通信経路を暗号化したインターネットを介して操作することができるものとし、対応するウェブブラウザは少なくとも Google Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edge とすること。

イ データ管理

(ア) 運用系の情報資産は発注者が指定した場合を除き全て日本国内に保管されること。

(イ) アプリ利用者の健康づくりの活動実績等のデータについて毎日のバックアップを実施すること。

(ウ) (イ)のバックアップについて、日次で 30 世代保有すること。

(エ) アプリ利用者がアプリをインストールしたスマートフォンの機種を変更する際にデータの引継ぎが可能であること。ただし、i O S の端末から A n d r o i d の端末への引継ぎ及び A n d r o i d の端末から i O S の端末への引継ぎに対応する必要はない。

ウ サービス提供時間

アプリは、原則として 24 時間 365 日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りでない。

(2) デザイン・操作性

ア デザイン

年配者やスマートフォン初心者にも操作がわかりやすいような画面設計がされていること。

イ 操作性

アプリ利用者及び管理者の双方にとって、分かりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。

ウ 対応言語

日本語及び英語に対応すること。

(3) 情報セキュリティ

ア 認証等取得状況

(ア) アプリに係る業務がその適用範囲に含まれた次の a 及び b の両方の認証又はそれらと同等以上の認証等を取得していること。

a ISO/IEC 27001

b JIS Q 15001 (プライバシーマークの認定を含む。)

イ データセンター

(ア) データセンターは Tier3 相当であり、建築基準法 (昭和 25 法律第 201 号) の新耐震基準に適合していること。

(イ) データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。

(ウ) 受託者以外の者が設置するデータセンターをクラウドサービスとして利用する場合には、当該クラウドサービスが次の a から f までのいずれかの認証の取得・監査フレームワークへの対応を行っているものであること。

a ISO/IEC 27017 認証

- b JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク
- c ISMAP 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度
- d 米国 FedRAMP
- e AICPA SOC2 (日本公認会計士協会 IT7 号)
- f AICPA SOC3 (SysTrust/WebTrust) (日本公認会計士協会 IT2 号)

ウ 個人情報・情報セキュリティの遵守

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び金沢市情報セキュリティに関する規則（平成 15 年規則第 86 号）を遵守すること。

エ アクセス・操作ログ

管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。

オ 不正プログラム対策

(ア) システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。

(イ) システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。

カ その他セキュリティ対策

個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。

(4) サービス終了時・契約満了時等の対応

ア 保有データの提供

委託業務の開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し発注者に提供すること。

イ 保有データの消去等

アプリに係るサービスの終了又はサービス利用契約終了後は、保有データの提供の後、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。また、利用者がアカウント登録抹消の手続を行った場合も速やかにシステムから削除すること。

ウ オプトアウト対応

利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部又は一部削除できる機能を有すること。

(5) 利用規約等

ア 利用規約への同意

サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。

イ 自動取得情報への同意

利用者がサービスを利用した場合に自動的に取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意をとることができること。（利用規約の確認に含む場合は不要）

ウ プライバシーポリシー

プライバシーポリシーを表示すること。

(6) 問合せ機能

サービス内の問合せフォームなどから、問合せを行うことができること。

(7) 統計機能

サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計し、確認できること。

(8) 関係法規制への対応

サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。

(9) 著作権

第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の方法及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(10) 利用者アカウントの管理

ア 管理情報

アプリ利用者は、アプリの利用開始に当たって、少なくともニックネーム、生年月日、性別を登録して利用登録を行うものとし、登録されたアプリ利用者には一意の利用者管理番号を付与すること。

イ アカウント情報の修正・廃止

(ア) アプリ利用者が自身でアプリ上においてアカウント情報の修正・廃止を行うことができること。

(イ) 発注者又は発注者から依頼を受けた受託者がアプリ利用者のアカウント情報の確認、廃止、及び削除ができること。

(11) 管理側アカウント管理

受注者において、発注者が管理画面を操作する際に利用する管理者アカウントの作成をすることができること。

(12) ヘルスデータに関する記録

ア 身体に係る基礎的データの記録

(ア) 身長、体重など各種基礎データを日々記録することができること。

(イ) 血圧、脈拍等の各種健康関連データを記録することができること。

イ 基礎データの確認

体重やBMI値などの記録をグラフ化して表示することができること。

ウ 健診記録の登録

健康診断、特定健康診査、がん検診等の結果について、結果通知の写真（画像）をアップロードすることで登録することができること。

(13) 運動に関する機能

ア 歩数管理機能

(ア) 歩数目標を設定することができること。

(イ) 歩数データを収集し、アプリ内で記録することができること。

(ウ) 収集した歩数データを日・週・月ごとにグラフなど可視化できること。

(エ) 目標達成状況を確認することができること。

(オ) 歩数データから計算した移動距離や消費エネルギーなどを表示することができること。

イ その他の運動記録

ランニングやサイクリングの距離、時間等の収集する歩数データ以外に運動した内容を記録することができること。

(14) ポイント付与・管理

ア 徒歩による付与

収集した1日当たりの歩数データに応じ、設定したポイントを付与することができること。

イ イベント等への参加による付与

(ア) 指定するイベント等（健康教室への参加、スポーツ施設の利用、スポーツイベントへの参加等）の参加者・利用者に対しコードを提供し、当該コードをアプリ利用者がアプリに登録することで一定のポイントを付与することができること。なお、コードの形態は、複数の数字、文字、記号等によるものとするが、二次元コードを併用できることとしても差し支えない。

(イ) ポイントが付与されるイベント情報（開催期間、開催場所、ポイント数、対象者など）をアプリ内で分かりやすく表示することができること。

ウ その他のポイント付与

(ア) 次の健康に関する取組について、アプリ内で自己申告（健康診断等の結果通知の写真等画像データのアップロードによる登録、走行開始・終了のアプリへの登録等を含む。）を行うことで設定したポイントを付与することができること。

- a 健康診断、特定健康診査、がん検診等の結果の記録に対するポイント
- b ランニング又はサイクリングに対するポイント
- c 食に関するポイント

(イ) アプリを起動したことにポイントが付与できること。

(ウ) アプリ内で発注者が指定する動画（本市が受注者に提供する動画を含む。）を視聴したことによるポイントが付与できること。

(エ) (ア) a の健康診断、特定健康診査、がん検診等の結果の記録に対するポイントの付与について、1年に1回等の期間を区切った付与の回数の制限を設けることが可能であること。

(オ) (ア) b 及び c、(イ)並びに(ウ)のポイントの付与について、付与の回数を1日1回までに制限することが可能であること。

エ ポイントの表示

保有しているポイントがアプリ内で容易に確認することができること。

オ ポイントの有効期限

ポイントの有効期限（貯める期間）を各月の初めから終わりまでの1か月とし、月初に0ポイントとすることができること。

カ 利用状況の確認

ポイントの付与履歴・利用履歴を確認することができること。

(15) 一定ポイント獲得者に係る抽選

ア 当選者の決定

各月の初めから終わりまでの1か月間の獲得ポイントが一定に達したアプリ利用者を対象として、発注者が事前に指定する一定数を上限として翌月初めに抽選を実施し、当選者を決定することができること。

イ アプリ利用者への当選の通知

アの抽選において当選が決定したアプリ利用者に対して、賞品交付申請のURLのハイパーリンクを含む当選メッセージ（アの抽選の実施ごとに本市が指定する全当選者に一律の文面）を速やかにアプリ内で通知することができること。

ウ 当選者一覧の提供

アの当選者の一覧（利用者管理番号、ニックネーム及び生年月日の一覧）をCSV等のデータで作成し、アの当選者の決定の後5営業日以内に発注者への提供（発注者が管理者アカウントを用いて管理画面でダウンロードすることができるようにする形でも可。以下同じ。）をすることができること。

エ アプリ提供期間最終月に係る当選者の決定及び当選者一覧の提供

アプリ提供期間の最終月（令和12年3月）の月初めからの獲得ポイントが一定に達したアプリ利用者についてア及びイと同等の処理を可能とすること。

オ 月ごとの当選者数の指定への対応

当選者数（上限数）は、月ごとに発注者が指定する人数とすることができること。

(16) 通知の配信

ア イベント情報の通知

(ア) 発注者から、イベント情報やお知らせをアプリ利用者に通知することができること。

(イ) イベント情報やお知らせの通知には、画像及びURLへのハイパーリンクを含めることができること。

イ 利用者属性に応じたメッセージの配信

(ア) 利用者の属性（年代、性別等）により受信者を限定してメッセージのプッシュ通知ができること。

(イ) 利用者属性に応じたメッセージのプッシュ通知には、URLへのハイパーリンクを含めることができること。

(17) その他健康増進につながる機能

達成感につながる、競争心が煽られる、新鮮味を感じられるなど、利用者がアプリを使い続けられるよう、次の機能を提供すること。

ア 歩数ランキング

(ア) 内容

アプリ内でアプリの利用者（既存製品を利用する場合には、当該既存製品を利用する全ての利用者を含む。）間における1日ごと及び1月ごとの平均歩数の順位を表示する。

(イ) 実施期間

通年

イ グループ対抗の歩数競争

(ア) 内容

a イベントの実施

アプリ内でアプリの利用者がグループ（市町村、企業等でのまとまり）をつくり、グループ対抗で一定期間での歩数を競う歩数競争を実施する。

b 参加者データの提供

aのイベントの実施期間の終了後にイベントに参加したアプリ利用者に係る参加者データ（利用者管理番号、ニックネーム、生年月日、順位、期間中の合計歩数（個人）、期間中の平均歩数（チーム）等を一覧にしたデータ）の発注者への提供を行う。

c 参加者へのポイントの付与

bの参加者データに記載のアプリ利用者の中から発注者が指定する対象者に対して、一

定のポイントを付与する。なお、ポイントの付与方法は、(14)イのイベント等の参加者・利用者に対して提供するコードを対象者に通知して提供する形としても差し支えない。

d 賞品の提供又は表彰の対象者への通知

bの参加者データに記載のアプリ利用者のうちから本市が指定する賞品の提供又は表彰の対象者に対して、賞品交付申請のURLのハイパーリンクを含む当選メッセージ（イベントごとに本市が指定する全対象者に一律の文面）をアプリ内で通知する。

(イ) 実施回数・実施期間

アプリ提供期間中の各年度につき1回（アプリ提供期間中計6回）実施し、実施時期及び1回当たりの実施期間は発注者と受託者が協議の上で決定する。

(ウ) 費用負担等

歩数競争の実施の費用は受託者が負担し、賞品の提供・表彰は発注者の負担により実施する。

ウ 指定地点への訪問のGPSを用いた登録

(ア) 内容

a イベントの実施

アプリ内に金沢市内の特定の地点を示すチェックポイント（コース）を作成し、当該チェックポイントへの訪問についてGPSを利用してアプリに登録するリアルウォーキングイベントを実施する。

b 参加者データの提供

aのイベントの実施期間の終了後に参加者データ（利用者管理番号、ニックネーム、生年月日、訪問の登録をしたチェックポイント等を一覧にしたデータ）の発注者への提供をする。

c 参加者へのポイントの付与

bの参加者データに記載のアプリ利用者のうちから本市が指定する対象者に対して、一定のポイントが付与する。なお、ポイントの付与方法は、(14)イのイベント等の参加者・利用者に対して提供するコードを対象者に通知して提供する形としても差し支えない。

d 賞品の提供又は表彰の対象者への通知

bの参加者データに記載のアプリ利用者のうちから本市が指定する賞品の提供又は表彰の対象者に対して、賞品交付申請のURLのハイパーリンクを含む当選メッセージ（イベントごとに本市が指定する全対象者に一律の文面）をアプリ内で通知する。

(イ) 実施回数・実施期間

令和7年度から令和11年度までの各年度に1回（アプリ提供期間中計5回）、本市の実施する金沢ウォーク（例年4月末に開催）に合わせて実施し、1回当たりの実施期間は発注者と受託者が協議の上で決定する。

(ウ) 費用負担等

イベントの開催のためのアプリ内のチェックポイント（コース）の作成、出張サポート、参加者データの発注者への提供等イベントに係る費用は受託者が負担し、抽選・賞品の提供・表彰に係る費用は発注者が負担する。

(18) 外部システムとの連携

iOSのヘルスケアアプリ及びAndroidのGoogle Fitアプリと連携し、両アプリがスマートフォン、スマートフォンアプリ及びスマートウォッチ等の通信対応健康機器から収集した歩数、体重等の情報をアプリに取り込むことことができること。

(19) 管理機能

ア 管理画面

アプリで登録・収集がされたデータの集計情報の閲覧や、市からのお知らせの発信、アプリの設定等を行うことが可能な、管理画面（管理システム）を有すること。

イ 管理システム利用環境

管理者システムは、ブラウザ環境から利用可能で、専用ソフトのインストールが不要であること。

5 その他

(1) 入札は、公告文に記載のほか、次のとおり実施する。

ア 落札方法は、次の(ア)の額に(イ)の額にアプリ提供期間（66 月）を乗じた積を合算した額を総価とした総価落札とする。

(ア) アプリ構築費

3 (1)のアプリの構築に係る委託料

(イ) アプリ運用管理費

3 (2)から(4)までの業務に係る委託料のアプリ提供期間中における月額

イ ア(ア)のアプリ構築費については、既存製品の導入を基本とし、本市独自のカスタマイズを最小限度に抑制するため、ア(イ)のアプリ運用管理費の4か月分を下回る額とする。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける法令、規程、基準、指針等について順守しなければならない。

(3) 発注者は、受託者に必要な情報を提供するものとする。

(4) 受託者は、業務中に知り得た事項を第三者に漏えいし、又は開示してはならない。契約終了後においても同様とする。

(5) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項は 発注者に報告し、協議の上、実施するものとする。

(6) 受託者は、本業務の履行を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、発注者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

(7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や、本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定する。